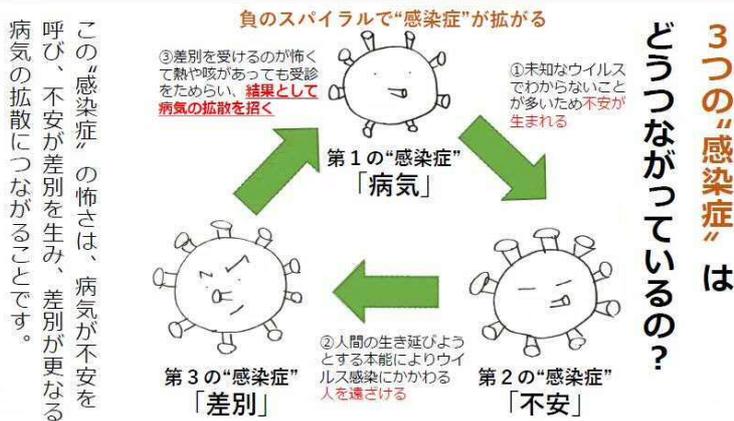


新型コロナウイルスによる偏見・差別について



「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～ 日本赤十字社

子ども安全支援室長 塚田 英樹

新型コロナウイルスの感染は世界 184 カ国・地域に広がっており、累計感染者は世界全体で 400 万人を超え、死者は 27 万人を上回っています。死者は出てはいないものの本県も例外ではなくなりました。これまでもハンセン病やエイズなどの疾病によって多くの人々が社会から不当な扱いを受け苦しんできています。この新しい感染症においても世界の中で、また日本の中で偏見・差別などと捉えられる事象が発生しているようです。

新型コロナウイルスによる偏見・差別などが起こる仕組みを日本赤十字社が「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」の中で分かりやすく説明しています。この新型コロナウイルスが怖いのは3つの感染症の顔を持ち連鎖しているためだと言います。

第1の感染症の顔は「病気そのもの」……報道等でご存じのとおりですので省略します。

第2の感染症の顔は「不安と恐れ」……ウイルスは見えない上に分からないことが多く、ワクチンも特効薬も開発されていないため、強い不安や恐れを感じて振り回される事があります。

第3の感染症の顔は「嫌悪・偏見・差別」… 強い不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激し、ウイルス感染に関わる人や対象を遠ざけたり差別したりして人と人との信頼関係や社会のつながりを壊してしまいます。

県内においても病気への不安や恐れから、特定の人や地域、職業に「危険」「ばい菌」といったレッテルを貼る心理によって差別や偏見が起こらないとも限りません。そこで以下のことに気を付けたいと考えます。

第1の感染症を防ぐために、一人一人が衛生行動を徹底しましょう。手洗いや換気、咳エチケットを励行する、3密を避けるなどについて引き続き気を付けていきましょう。

第2の感染症を防ぐために、不安や恐れは身を守るために必要な感情ですが、私たちから冷静な対応をする力を奪います。気づく力・聴く力・自分を支える力を高めましょう。ウイルスに関する悪い情報ばかりに目が向いていたりとか、何かと感染症に結びつけて考えている自分に気づいたりすること、また、心地よい環境を整えたりすることなども大切です。

第3の感染症を防ぐために、確かな情報を広めることや差別的な言動に同調しないようにしましょう。このウイルスに対峙している医療従事者や社会生活を支えている全ての方々に労いや敬意を持ちましょう。

このウイルスとの戦いは先が見えていません。私たちが思っているよりも長期戦になるかもしれません。それぞれの立場でできることをしっかり行い負のスパイラルを断ち切りましょう！

「子どもたちの心のケア」について

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、5月4日に全ての都道府県を対象とした緊急事態措置の実施期間の延長が発令され、本県においても学校の分散登校などが計画的に実施されるものの、5月末まで臨時休業の学校もあります。臨時休業中の学校においては、子どもたちと電話等で連絡を取りながら日々様々な支援をされていることと思います。予期せぬ休業、活動範囲の制限、感染の不安など、見通しの立たない状況の中で、子どもたちは不安や恐怖などのストレスを感じています。子どもは大人が考える以上に過敏で不安になりやすいことを理解し、安心感を与えることが大切です。

1 様々なストレスについて

(1) 未知で目に見えないウイルスに対する不安と恐怖

未知であるがゆえに、不確かな情報が流れ、過度な緊張感を抱える恐れがあります。特に子どもはテレビやインターネットなどから過度で過激な情報の影響を受けやすいので、情報収集に振り回されないことが大切です。正確な情報を選択するように心がけることが大切です。

(2) 不安や恐怖による行動の変化

一部の買い占めが起きているように、落ち着いた行動が大人でも難しくなっています。不安や恐怖から、怒りの感情がわき攻撃的になったり、気持ちが不安定になったりしやすいものです。その他、甘えが強まったり、具合が悪くなったり眠れなくなったり、衛生面に過度に神経質になりすぎたりするかもしれません。まず、大人が落ち着いた言動を心掛けることが大切です。

(3) 経済的影響と、生活の変化によるストレス

休業の措置により、家庭にとっては経済的な不安、子どもにとっては生活空間の閉塞感によるストレスが大きいです。感染拡大の防止の為の措置であるため、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすように通知されています。子ども自身もそうですが、同居している兄弟や姉妹、保護者も不安やイライラが募り、それが増幅しあい暴言や暴力など、家庭内でのトラブルも発生しかねません。家庭の中での過ごし方を家族で話し合ったり、家族でともに時間を過ごしたりできるときはリラックスする時間を共有することを心掛けたいものです。

2 心のケアについて

前述したように、様々なストレスを抱えている子どもたちに対して、心のケアをしていくことは大変重要なことです。

不安になっている子どもには、まずは、しっかりと気持ちに寄り添って話を聴いてください。
その上でアドバイスや情報提供をしてください。また、不安な時、困った時にはいつでも相談して良いことを伝えてください。

◇基本的な姿勢・・・子どもたちの安全・安心のために

- 傾聴する・受容する
- 寄り添う・一緒に考える
- アドバイスする・情報提供する
- 支援者であることを伝える

感染症予防の方法は一般的な風邪の予防と基本的には同じです。落ち着いて、丁寧に予防に取り組むよう指導してください。過度に神経質になっている場合は安心感を保障し、甘えや不安の訴えにはその都度安心感を与えてください。

また感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別も生まれています。偏見や差別に繋がる行為は断じて許されるものではないということを念頭に、被害を受けた子どもに寄り添った対応をお願いします。スクールカウンセラーによる支援を含めた学校での組織対応に加え、場合によっては相談窓口として「いじめ相談テレフォン」「24時間子供SOSダイヤル」等の活用も勧めてください。

家庭内での暴言や暴力などのトラブルについては、しっかりと話を聞いた上で、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用するなど、関係機関と緊密に連携を図ってください。場合によっては児童相談所への通告も必要となります。相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」や、4月20日から開設されたDVの相談窓口（0120-279-889）の活用も勧めてください。

保護者にとっても先の見通しが立たないことや、子どもの見守りと仕事の負担、経済的な影響、活動の制限、在宅時間の長期化などで、十分に子どもに目が向けられない個々の事情があると思います。ストレスをため込まないようにするためには、家族以外のつながりを維持していくことも大切です。困ったときには学校に連絡をしてもらい、場合によってはスクールカウンセラーの支援を受けてください。また、保健センター（役場）の保健師や相談員に相談することも勧めてください。

3 新型コロナウイルス感染症に伴う、再登校、分散登校時の対応

予期せぬ休校、活動範囲の制限、感染の不安など、見通しの立たない状況の中での再登校、分散登校に向けて、対応のポイントについてまとめました。

子どもたちに安心感を与えること、つながりを確認することと共に、心理的な問題が起きているまたは起こりそうな子どもたちをできる限り見出し、早期に保護者を含めた支援が開始できるようにしたいものです。

(1) 再会を喜び、お互いをねぎらいましょう。

不安やストレスの解消には、社会的な関わりを確かめ合うことが有効とされています。まずは、子どもたちがこの不自由な状況の中でよく頑張っていることを褒めてあげてください。

※ 嬉しさのあまり、普段より騒がしくなったり、羽目を外したりする子どもたちを厳しく叱ることなく、優しく声がけをしてください。せっかくの再会を説教と指導で終わらないように心に留めてください。

(2) 健康観察を中心に子どもたちの様子をよく確認してください。

登校時の様子も含め、いつもの観察をより丁寧に行ってください。睡眠、食欲、体調などを確認してください。過覚醒反応（眠れない、イライラする、集中できない、落ち着かない）や身体症状もあるかもしれませんが、普段と異なる状況であることを身体が察知して起こっている反応であることを共有してください。

※ 表情、姿勢、反応の速度、身だしなみ等を以前と比べてみてください。辛いときには我慢せずに親や先生に相談するように伝えてください。みんなで、ストレス発散方法を出し合ってもよいと思います。

過去に経験したことのない状況下での子どもたちの心のケアについて、上記の内容が少しでも参考になれば幸いです。最後に、以下の情報を提供します。

☆ 県教育庁教育指導課子ども安全支援室では、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業における電話対応Q&A」を作成し、以下のフォルダに保存しております。休業中のみならず、対応時の参考にしてください。

◇島根県職員ポータル>ライブラリ>教育委員会教育指導課

◇e i o s（しまねの教育情報Web）>島根県教育用ポータルサイトログイン>
教育指導課>子ども安全支援室>生徒指導>児童生徒の心のケア

☆ 臨時休業中、あるいは学校再開後にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援が緊急的に必要となった場合は、教育指導課子ども安全支援室までご連絡ください。

☆ 教職員が抱えるストレスに対する心のケアに対しても、教職員カウンセリング（福利課健康指導スタッフ）を有効に活用していただくようお願いします。

参考：北海道臨床心理士会教育領域委員会資料